

農林土木委託業務特記仕様書

(共通仕様書の適用)

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(共通仕様書の読み替え)

- 第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」, 「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(成績評定の選択制(試行))

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務における成績評定の選択制の取扱い（試行）

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

(ウィークリースタンス)

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議)

- 第6条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

(用地調査等共通仕様書の読み替え)

第7条 「用地調査等共通仕様書」の第1条第1項中「徳島県県土整備部」とあるのは「徳島県農林水産部」と、第2条第3号中「第7条第1項」とあるのは「第9条第1項」と、同条第4号中「第29条第2項」とあるのは「第32条第2項」と、同条第5号中「第8条第1項」とあるのは「第10条第1項」と、同条第6号中「第9条」とあるのは「第11条第1項」と、第4条第1号中「徳島県公共測量作業規程」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程」と、第11条の2第1項中「第6条第1項」とあるのは「第7条第1項」と、第18条第4項中「第38条」とあるのは「第41条」と、第44条第1項中「徳島県公共測量作業規程第407条」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程第468条」と、第45条第3項中「徳島県公共測量作業規程第351条」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程第414条」と、第49条第3号中「徳島県公共測量作業規程第408条」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程第469条」と、それぞれ読み替えるものとする。

(業務実績データの作成及び登録)

第8条 受注者は、委託料が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、業務契約時、途中変更時、業務完了時、データの訂正時毎に登録用の「業務実績データ」を作成し、登録機関((一財)日本建設情報総合センター)が発行する「登録のための確認のお願い」を監督員に提出して内容の確認を受けた後、次の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

- (1) 契約時は、業務契約後10日以内(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)
 - (2) 途中変更時は、契約変更後10日以内(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)
 - (3) 完了時は、業務完了後10日以内
 - (4) 訂正時は、適宜とする。
- 2 実績登録完了後、登録機関が発行する「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出し登録内容の確認を受けなければならない。
 - 3 途中変更時については、委託料、履行期間、管理技術者の変更があった場合に登録を行うものとする。
なお、変更登録に当たっては、全ての登録項目について変更登録時点のデータに変更する。
 - 4 契約変更により、委託料が100万円以上となった場合は、その時点で業務内容を「業務契約時」又は「業務完了時」として登録するものとする。
 - 5 契約変更により委託料が100万円未満となった場合は、その時点で登録を削除するものとする。
 - 6 変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(電子納品)

第9条 本業務は電子納品対象業務とする。

- 2 電子納品は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」(以下、「業務ガイドライン」という。)に基づいて実施することとし、「業務ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議すること。

(履行報告)

第10条 受注者は、履行状況を徳島県ホームページに掲載する様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに監督員に提出しなければならない。なお、提出については、紙または電子メールにより行うこととし、電子メールを活用する場合は、次のとおりとする。

- 2 受注者は、様式18-1と電子メール様式18-2に必要な事項を記入した後、電子メールに添付し監督員へ送信する。監督員は記載内容を確認し、電子メール様式18-2に確認年月日と発注者確認欄に氏名を入力した上で、受注者へPDF形式のファイルに変換し返信する。なお、受注者は電子メールで提出した様式を、再度紙媒体で提出する必要はない。

(本業務の特記仕様事項)

第 1 1 条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

測量業務特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 この特記仕様書は、「R3阿耕 中山間 那賀川西部 上大野1農道測量業務（以下『本業務』という。）」に適用する。

(目的)

第1-2条 本業務は、中山間地域総合整備事業那賀川西部地区において、農道整備の実施設計に必要な測量作業を行うものである。

第2章 作業条件

(作業基本条件)

第2-1条 本業務の基準となる与点は、監督員との打ち合わせによるものとする。

(貸与資料)

第2-2条 貸与資料は、特に必要となる資料のほか、監督員との打ち合わせによるものとする。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量等)

第3-1条 本業務の作業項目及び数量等は、次のとおりとする。

(1) 路線測量業務

上大野農道 L = 460m

① 4級基準点測量	n = 10点
② 4級水準測量	L = 0.46km
③ 作業計画	n = 1業務
④ 現地踏査	L = 0.46km
⑤ 中心線測量	L = 0.46km
⑥ 縦断測量	L = 0.46km
⑦ 横断測量	L = 0.46km
⑧ 現地測量（平面測量）	A = 0.023km ²

(2) 用地測量業務

① 境界確認	A = 1.70ha
② 土地境界確認書作成	A = 1.70ha
③ 境界測量	A = 1.70ha
④ 用地境界仮杭設置	A = 1.70ha
⑤ 境界点間測量	A = 1.70ha
⑥ 面積計算	A = 1.70ha
⑦ 用地実測図作成	A = 1.70ha

(測量作業の留意点)

第3-2条 測量作業の実施に際して、特に留意する点は、次のとおりとする。

- 1) 受託者は、関係機関や地元土地関係者等と緊密に連絡調整・事前了解のうえ、測量作業を行うとともに、恒久的な構造物等に基準点の埋設や設置作業等を行わなければならない。
- 2) 業務上関係する、今後発注予定の実施設計業務（「R3阿耕 中山間 那賀川西部 上大野1

農道実施設計業務（仮称）」）受託者と十分な連絡・調整・協力を図り、実施設計業務との工程調整、測量範囲・箇所等の調整を行ったうえで、業務を遂行するとともに、実施設計業務受託者の必要な時期に、測量成果を提供しなければならない。

（打ち合わせ）

第3-3条 打ち合わせは、次の段階で行うこととする。

- （1）業務の着手前
- （2）報告書原稿を作成したとき
- （3）その他疑義等、必要が生じたとき

第4章 契約変更

（契約変更）

第4-1条 本業務において、契約変更に係る協議事項は、次のとおりとし、内容等について変更があった場合は、両者協議のうえ、契約変更を行うものとする。

- （1）「作業項目及び数量」に変更が生じた場合（軽微な変更は除く）
- （2）工期の変更が生じた場合
- （3）その他

第5章 その他

（その他）

第5-1条 本仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項は、監督員と協議のうえ、作業を進めるものとする。

第5-2条 業務期間内に監督員が資料の提出を求めた場合は、受託者は速やかに応じるものとする。

第5-3条 監督員と打ち合わせ後は、その要旨を打ち合わせ簿に整理し、成果品に綴じなければならない。

第5-4条 成果品の検収後、誤り等が新たに発見された場合は、受託者は速やかに訂正しなければならない。